

市営住宅 入居者募集

募集締切 **1月22日** (月) 抽選会 2月中旬(予定)

過去に申し込んだことがある人も再度申し込みが必要です。詳しい内容は問い合わせください。

■入居募集住宅(敷金は家賃の3カ月分)

団地名	所在地	階数・間取り	募集数	家賃(月額)	備考
八幡	松崎町	2階3DK	3戸	14,100~34,300円	
鶯崎	鶯崎町	平屋1LDK	1戸	16,400~43,400円	単身不可
		平屋2LDK	5戸	19,700~53,000円	単身不可
		2階3LDK	4戸	22,500~61,000円	単身不可
		2階3DK	16戸	15,200~40,300円	
稲荷下	遠野町	2階3LDK	1戸	25,500~67,500円	単身不可
笠平	宮守	平屋3DK	3戸	16,000~52,000円	
下郷	宮守	平屋3DK	1戸	18,800~49,900円	
吉金	宮守	平屋3LDK	3戸	20,800~56,800円	
達曽部	達曽部	平屋3DK	1戸	12,300~25,100円	
達曽部(特)	達曽部	平屋3LDK	1戸	48,000円	※
下鱒沢	鱒沢	平屋3DK	2戸	12,300~44,300円	

※達曽部(特)は世帯所得が月額158,000円~487,000円までの人を対象とする特定公共賃貸住宅です

■入居要件

- 次の①~⑤の要件を全て満たす人
- ①住宅に困窮している
 - ②世帯所得が月額158,000円以下(高齢者・障害者世帯など…214,000円以下)
 - ③市税などの滞納がない
 - ④暴力団員ではない
 - ⑤市内居住の連帯保証人が2人いる(極度額=入居当初家賃の25カ月分)

■問い合わせ

遠野市営住宅管理センター(☎66-3081)
※管理者 榊寿広(とびあ2階)

入居条件や申込方法などの詳細は、管理センターホームページへ



事業用資産、必ず申告を! 「償却資産」の申告

固定資産税は、市・県民税申告とは別に申告する必要があります。「償却資産(固定資産税)」の申告も忘れず行いましょう。申告書の入手方法や書き方などが分からない場合は、問い合わせください。

申告期限 **1/31** (水) まで

■問い合わせ
市税務課(☎62-2111内線134、137)

■償却資産とは

「固定資産税」の対象となる資産のこと。法人税法または所得税法の規定による減価償却の対象となる事業用資産を指します。市内に償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有資産を市に申告する義務があります。

資産の種類		償却資産の例
構築物	構築物	▷舗装路面▷庭園▷門▷塀▷緑化施設などの外溝工事——など
	建物附属設備	▷駐車場舗装▷内外装・内部造作——など
機械と装置		▷製造機械・装置▷太陽光発電設備——など
船舶・航空機		▷ボート▷ヘリコプター▷釣り船▷漁船——など
車両と運搬具		▷グレーダやフォークリフトなどの大型特殊自動車——など
工具、器具、備品		▷事務用機器(パソコンやコピー機)▷エアコン▷陳列棚▷応接セット▷冷蔵庫▷理容・美容業機器——など

■申告義務者

市内に償却資産を持ち、次のいずれかに該当する人

- ①法人
- ②農業など事業を営む個人

■申告対象外の償却資産

- 次の①~⑤に該当する資産は申告不要です。
- ①家屋
 - ②自動車税または軽自動車税が課税されている車両
 - ③耐用年数1年未満の資産
 - ④取得価格が10万円未満で、税務会計上一時に損金参入しているもの
 - ⑤取得価格が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの

■減価償却に算入しても申告が必要

減価償却と償却資産は、納める税金の種類が異なります。市民税・県民税や所得税の申告時に減価償却として計上していても、「償却資産の申告」が必要です。減価償却に算入した事業用資産のうち、申告対象外となる償却資産を除いて申告してください。

区分	課税対象(税の種類)
償却資産	固定資産税(市税)
減価償却	所得税(国税)と住民税(市税)

■申告書の提出先

市税務課(とびあ庁舎)または宮守総合支所

■家屋解体後は市税務課に連絡を!

固定資産税は1月1日現在の状況で課税されます。昨年中に家屋を解体した人は、**1月12日(金)**までに市税務課に連絡してください。手続きすることで来年度から課税されなくなります。期限を過ぎると、証明書類の提出が必要になります。

■太陽光発電設備も償却資産の対象に

太陽光発電設備は、区分や容量によって償却資産の対象になる場合があります。申告が必要かどうかは、下表を参考にしてください。

区分	10* ₀ ワット以上の設備(全量・余剰売電)	10* ₀ ワット未満の設備(余剰売電)
個人(住宅用)	申告が必要	申告不要
個人(事業用)	申告が必要	
法人	申告が必要	

参加無料! 鳥獣被害対策研修会 & ニホンジカ捕獲応援隊育成講習会

市は、「狩猟免許」が無くてもわなの見回りや設置補助ができる「ニホンジカ捕獲応援隊」の育成講習会を開催します。当日は、専門家から鳥獣被害対策を学ぶ研修会も実施します。

- 日時 **2月5日(月)、14時~**
- 会場 市役所本庁舎3階 大会議室
- 定員 先着70人

- 内容 ①応援隊の仕組みとわなの基礎知識
②シカ・イノシシ対策とハクビシンの捕獲方法
講師：合同会社東北野生動物保護管理センター 代表 宇野壮春 氏
- 対象者 自己経営地でシカやイノシシの被害を受けている市内農家
- 申込方法 1月31日(水)までに電話で申し込み
- 問い合わせ 市農林課(☎62-2111内線414)

